【凡例】 聞とき・場場所・内内容・講講師・置費用 (記載なしは無料)・対対象・ 定定員・持持ち物・注注意事項・申申込み (記載なしは不要)・問問合せ



大学で学ぼう! 家族介護教室in順天堂大学

順天堂大学の教員が講師となり、効率的な介護方法 や力を抜ける介護方法を学ぶことができます。

時①8月8日以午前10時~正午

「排泄ケア・清潔に過ごすために」

②8月9日似午前10時~正午

「看護の視点 災害看護・リフレクソロジー」

※①②いずれかのみの参加も可

場順天堂大学保健看護学部11番教室(大宮町3丁目7・33)

- ※実習室に変更する可能性があります。
- ※駐車場はありません。

図家族を介護している人、将来に備えて介護方法を学 びたい人

定各回30人程度

持室内履き

■・週7月21日) 日倒までに、電話、FAX またはメールで 地域包括ケア推進課**☎** 983・2609 FAX 975・6788 ☑ houkatsu@city. mishima. shizuoka. jp

情報

ご協力をお願いします 水道メーターの取り替え

水道メータは、計量法で有効期限が8年と定められているため、有効期限前に検針地区ごとに取り替えを行っています。作業は「三島市指定上下水道工事店協同組合」が行い、対象家庭には予定日を事前に通知します。

取り替え期間	対象地区※全部または一部
7月中旬~8月中旬	徳倉1丁目、谷田、谷田(御門)
8月中旬~9月中旬	加茂、富士見台、幸原町(旧幸原簡易水道)
9月中旬~10月中旬	壱町田、幸原町、沢地、大場
10月中旬~11月中旬	若松町、寿町、泉町

問水道課**☎** 983 · 2657



令和5年度前期(9月~11月)の参加者を募集しています シニア向け運動教室に参加しませんか?

運動機能や口の機能の維持・向上、認知症予防の方法について学ぶ運動教室を開催します。

- 対運動に支障がなく、会場まで通うことのできる 65 歳以上の人※介護保険の認定者、事業対象者登録を している人は対象外
- 至▶年間 1 人 1 教室▶定員を超えた場合は、昨年度参加していない人を優先して抽選▶健康状態のアンケートの結果、参加をお断りする場合があります
- ■・間7月14日 会までに参加したい教室を、地域包括ケア推進課 **3**83・2609
- ※令和5年度後期(11月~令和6年2月)の開催については、9月1日号でお知らせします。



■運動教室の詳細

内容	උප	೬ ころ	定員	
▶体・脳の機能の向上 脳がイキイキするような教室です。脳の活性 化を図る体操やプログラムを行い、脳の機能 が低下しやすい部分を鍛えます。	9月5日~11月7日 毎週火曜日午後 (全10回) ※予備日:11月14日以	北上文化プラザ2階研修室2	15人	
▶体・口の機能の向上 表情、体型、ダブルで美しくなる方法を学び ます。体や口の機能アップの体操など盛りだ くさんの講座です。	9月7日~11月9日 毎週木曜日午後 (全10回) ※予備日:11月16日休	社会福祉会館4階 大会議室	20人	



令和5年度実施

三島市職員採用試験【B 日程】



▼採用試験案内電子申請はこちら

試験区分		年齢、学歴、資格要件	
職種	試験の種類	※それぞれ令和6年3月卒業見込みと令和6年3月資格取得見込みを含む	人数
机丰效	短大卒	平成7年4月2日以降に生まれた人で、短期大学を卒業した人	1 人程度
一般事務 高校 ²	高校卒	平成9年4月2日以降に生まれた人で、高等学校を卒業した人	1 人性反
一般事務(障がいのある人)	短大卒 高校卒	昭和58年4月2日以降に生まれた人で、次の①、②の両方を満たす人 ①身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人 ②短期大学または高等学校を卒業した人	1 人程度
社会福祉士	免許資格職	昭和63年4月2日以降に生まれた人で、社会福祉士資格を有する人	1人程度

■職員採用試験(B 日程)

場市内 ※申込者に後日通知

■7月21日倫~8月4日倫に市ホームページから電子申請※電子申請ができない場合は郵送可

※詳細は採用試験案内をご覧ください。採用試験案内は、市ホームページからダウンロードできるほか、市役所玄関受付・生涯学習センター・公民館(中郷・ 錦田・北上・坂)で配布しています。

■職員採用説明会(B 日程)

閏7月16日四午前10時~正午

場市役所本館 3階 第1会議室

図B 日程の採用に関する説明、先輩職員との職種別座 談会(働き方、やりがいなど)

定50人※参加の有無は試験に考慮しません。

■・問7月3日(月)~12日(水に市ホームページから電子申請または電話で人事課☎983・2617





布団の処分や点検を口実にした 強引な訪問販売に注意!

■事例

「処分してもよい布団はないか」と男性が訪問してきたので、2階の押し入れにある座布団を引き取ってもらうことにした。すると、業者が勝手に上がり込んで押し入れを開け、座布団ではなく羽毛布団などを勝手に出し「このままではダメになってしまうので、リフォームしたほうがよい」と熱心に勧めてきた。根負けして約13万円の契約をしてしまった。年金暮らしの身には高額過ぎて支払えない。

(80歳代)

■アドバイス

- ◆「処分してもよい布団はないか」などと訪問されて も、安易に家の中に入れないようにしましょう。家 の中にあげてしまうと、点検を強いられたり、布団 の購入やリフォームの契約を勧められたりする恐れ があります。
- ◆布団の処分は事業者ではなく、市のルールに従って 処分しましょう。
- ◆事業者の来訪は、なるべく一人で対応せず、一度帰ってもらうなどして、家族や周囲の人などに同席してもらいましょう。
- ◆家族や周囲の人は、高齢者の家に不審な訪問者が来 ていないか、いつもと違う様子はないかなど、気を 配りましょう。
- ◆困ったときは、市民生活相談センターまたは消費者 ホットライン(局番なし188)へご相談ください。 間市民生活相談センター☎ 983·2621